



近畿病院図書室協議会の著作権への取り組み —その経過と展望—

小田中 徹也

I. 緒言

病院図書館は、著作権法第31条でいう「図書館」としてはあいまいな位置にある。そうした中で、医療の実践において文献は必要不可欠であり、病院図書館は当然の役割として、文献複写や相互貸借を日常業務としてきた。しかしながら、著作権に関する認識は必ずしも十分ではなかった。一方、学術情報と著作権をめぐる、2001年10月に著作権等管理事業法が施行され、新局面を迎えつつある。また今日、EBMが医療の課題として大きく取り上げられるようになり、医学文献情報の意義は、これまでも増して重要になってきている。これらのことから、近畿病院図書室協議会（以下、病図協）では医療の場において医学情報が円滑に流通し、かつ著作権法が適正に運用されるよう、改めてこの問題への取り組みを始めた。

そこで、病図協と著作権との関わりを簡単に振り返り、それらを踏まえて今後の展望を考えてみたい。

II. 前史

病図協が著作権を意識し、初めて活動の中で取り上げたのは、約10年前の神戸市での日本病院会全国図書室研究会のプログラム企画においてであった。

1992. 9. 3-4 : 日本病院会全国図書室研究会
(神戸)

講演「著作権について」

前田章夫 (大阪府立夕陽丘図書館司書)

講師に招いた前田氏は、明治32年の旧著作権法を改定し、昭和45年(1970年)に制定した現著作権法、さらに1984年に改訂されて「貸与権」が追加されたこと、複写機の普及に対応すべく1991年に発足した「日本複写権センター」の、複写複製関係の“集中的権利処理機関”の役割と意味について解説された。ここでは、著作権と図書館サービスの関係についても詳しい説明があり、有線放送権などについても言及された。また、著作権の財産権としての側面と著者の尊厳を守るための「著者人格権」の区別についても触れ、著作権の基礎を学ぶ機会となった¹⁾。

次に病院図書館を著作権法との関係で自覚したのは、病図協の平成9年度第24回総会における記念講演においてであった。

1998. 3. 26 : 第24回総会 (尼崎)

記念講演「図書館員教育の今日的課題」

塩見 昇 (大阪教育大学教授)

塩見教授は、図書館司書の教育とその専門性を解説された中で、特に著作権法第31条における図書館の特権、つまり著作権の制限と司書の役割について言及された。すなわち、図書館法で定めた司書がいる図書館で、文化庁長官の認めた「図書館」なら、第31条が適用されると解説された。その意味で、司書が専門職であることを法が認めたとも解釈された。しかし、司書がいるということだけでは著作権法上の「図書館」ではなく、文化庁長官の認可が条件となることが判明した²⁾。

Ⅲ. 創立25周年記念フォーラム

2000年10月28日に京都市国際交流会館において、病図協は創立25周年を記念して「記念フォーラム」を開催した。その中で「病院図書館と著作権」をメインテーマとするシンポジウムを企画し、有識者を招いて著作権を多面的に検討する機会を設けた。5名のシンポジストからはそれぞれ次のテーマで講演・報告があり、これを踏まえて全体討議をおこなった。

- 黒澤節男（九州芸術工科大学教授）
著作権の法的側面、その趣旨と目的
- 名和小太郎（関西大学教授）
デジタル情報化時代における著作権の現況
- 中村充男（社会保険神戸中央病院院長）
病院の機能と図書館への期待
- 山室真知子（京都南病院司書）
病院図書室における医学情報サービスと著作権
- 首藤佳子（星ヶ丘厚生年金病院司書）
医学情報の現況と独自性

その結果、病院図書室（館）はごく一部を除き、著作権法第31条でいう「図書館」として公的には認められていないことが明らかとなった。その一部の病院図書館とは、昭和45年の法改訂時に指定された、国立東京第二病院図書室（現：国立病院東京医療センター）と国立療養所東京病院図書室の2施設のみであった。その他、医療関連では日本医師会医学図書館、日本歯科医師会資料室、日本医薬情報センター附属図書館、日本看護協会看護研修センター図書室も「政令に定める施設」として文化庁長官が指定している。

このシンポジウムにおいて、黒澤教授や名和教授は病院図書館の役割や医学情報の特質に深い理解を示され、私たちは多くの助言を受けた。また、今後は「病院」の立場から広く発言し、病院図書館への理解を得よう、関係方面に働きかけることの必要性を認識した³⁾。

Ⅳ. 文化庁への働きかけ

翌2001年、病図協では監督官庁の文化庁に、病院における著作権の運用について見解を聞き、併せて病院図書館の立場や考えを説明することにし、7月25日訪問した。文化庁側からは、文化庁長官官房著作権課マルチメディア著作権室室長の尾崎史郎氏、同集中管理係長の栗崎博氏が応対され、病図協からは事務局長の小田中徹也、創立25周年記念フォーラム・シンポジストの山室真知子と首藤佳子の両氏、計3名が訪問した。またこの時、病図協の活動内容をまとめた会誌の各創立記念号と最新の月号、医学雑誌総合目録最新版、年次統計調査報告書などを提出し、今後の文化庁の理解を得るために「会長見解」も提出した。

この会見では、文化庁側から著作権に関する行政の立場からの見解を聞き、多くの示唆を受けた。その中で、厚生労働省や病院界あるいは図書館界など関係方面の幅広い理解と支援が必要なこと、さらに、海外の事情なども詳しく調査することが必要だと痛感した⁴⁾。

Ⅴ. 最近の動向

2001年10月、著作権等管理事業法が施行され、それに伴って著作権管理会社が新たに誕生し、現在、27事業者が文化庁に登録されている。そのうち、病院図書館が主に扱う医学情報に関しては、次の3つが関係すると思われる。

(社)日本複写権センター（JRRC）1991年設立
学術著作権システム（ACCS）2001年設立
日本著作出版権管理システム（JCLS）2001年設立

現在、製薬業界へ著作権料の支払いを要請しているようであるが、他の業界とも順次交渉していく予定とのことである。ちなみに、その金額は次のように提示された。

- JRRC：著作者団体、出版約300社から受託。1頁あたり2円を徴収。
- ACCS：国内約600の学会や米国の権利団体から学術論文の複写権管理を受託。国内学会

誌の機関内利用は1頁2円。外部からの入手や提供は1頁10円。CCC管理著作物は1頁50円。

- JCLS : 医学・自然科学系約80社から受託。1頁あたり10~160円。

なお、従来は1991年設立のJRRCが一括管理し、大手企業など約3,000社から徴収していたが、1頁あたり2円の著作権料では権利者側にこれまで不満があったとのことである^{5) 6)}。

VI. 今後の課題

医療の現場にある病院図書館は、人の生命に直接かかわる医学情報の提供のみならず、発表支援などの生産にも係っている。また、広まりつつある患者サービスも含めた病院図書館の立場と役割を考えた場合、公益に寄与する「図書館」として理解され、認知されることが妥当ではないだろうか。

私たちは、「文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利保護を図り、もって文化の発展に寄与」することを目的とした著作権法の遵守にやぶさかではない。そのために、まずは医療法、図書館法、著作権法などの法的整合性を見極めること、また小説や音楽等の創造的文化活動と、科学の発展を担う学術情報との違い、あるいは知的所有権そのものについて議論を深めることが課題になっている⁷⁾。さらに、EBMに顕著なように、医学分野における「文献」の果たす役割の再認識や、文献の質的向上のための国際的努力なども見逃せない^{8) 9) 10) 11)}。これらの点を踏まえながら、今後広く関係方面の理解と支援を得ていくことが必要と思われる。

(当記事は、2002年9月6~7日に京都市において開催された近畿病院図書室協議会第99回研修会「サマーセミナー2002」での講演内容を、加筆・起稿したものである。)

参考文献

- 1) 前田章夫：著作権をめぐる最近の動向につ

- いて。病院図書室。1991/2; 12(4): 90-92.
- 2) 塩見昇：図書館員教育の今日的課題。病院図書室。1998; 18(1): 1-6.
- 3) 黒澤節男, 名和小太郎, 中村充男他：特集「病院図書館と著作権」。病院図書館。2000; 20(4): 140-165.
- 4) 小田中徹也：文化庁訪問報告。病院図書館。2001; 21(3): 138-40.
- 5) 「論文・専門書／複写使用料大幅値上げ／著作権保護へ5-80倍」日本経済新聞2002. 7. 5 (朝刊一面)
- 6) 松下茂：著作権の現状と将来-病院図書館との関わり。病院図書館。2002; 22(3): 128-136.
- 7) 名和小太郎：学術情報と知的所有権。東京：東京大学出版会；2002.
- 8) 2001年度厚生科学研究「EBMを志向した『診療ガイドライン』と医学データベースに利用される『構造化抄録』作成の方法論の開発とそれらの受容性に関する研究」班(訳)：生物医学雑誌への統一投稿規定①(2001年10月改定版)。医学のあゆみ。2002; 201(10): 790-798.
- 9) 2001年度厚生科学研究「EBMを志向した『診療ガイドライン』と医学データベースに利用される『構造化抄録』作成の方法論の開発とそれらの受容性に関する研究」班(訳)：生物医学雑誌への統一投稿規定②(2001年10月改定版)。医学のあゆみ。2002; 201(11): 862-867.
- 10) 津谷喜一郎, 小島千秋, 中山健夫訳：CONSORT声明：ランダム化並行群間比較試験報告の質的向上のための改訂版勧告。JAMA日本語版。2002; 23(6): 118-124.
- 11) Authorship and Contributorship, Peer Review, Quality Issues and Standards, Publication Bias, Ethical and Legal Issues, etc. JAMA. 2002 June 5; 287(21): 2769-2871.